指定管理者等の主な意見概要

① 施設の設置目的

- ・設置目的において市民の福祉の増進を図るとしており、収益を上げることを 目的としていない。
- ・施設及び法人のコンセプトが違うことから、制度導入にあたっては各 施設の在り方を踏まえたものであるべきである。

② 指定管理料等の積算方法

- ・経営努力によって経費削減を行った場合及び当初見込みが上回る収入 があった場合等、次年度指定管理料からその相当額が減額されており 当該の仕組みではモチベーションが上がらない。
- ・利用料金制度は単に経費削減を目的にするのではなく、施設の発展、 活性化につながるものであるべきである。
- ・収益目的でない設計の施設で収益を上げるようにするにはハード面の 改善が必要である。
- ・施設の老朽化に伴う過度の施設維持費が掛かることから不安定な財政 では経営が困難になる。
- ・施設使用料の過去5年間の平均では、特にマイナスの最大差があり過ぎる。
- ・利用料金減額となった場合等は給与水準の引き下げを実施しなければならなくなる。

③ リスク分担

- ・原則、基本協定書のリスク分担によるが、市と指定管理者との間で修 繕及び資産管理・リスク分担の位置付けが曖昧であり、より厳密に整 理する必要がある。
- ・台風や酷暑、大雪など天候による影響を受けやすい施設があり、不可 抗力による利用者・収入減が生じた際の赤字は補填されるのか詳細な 制度設計が必要である。

④ 料金収入

- ・市からの補填等がない限り、減免対象は貸出を控えることとなる。他 自治体ではサービスの質が低下することを避けるため、原則、減免は なくし、仮に減免する場合でも相当額を指定管理料に上乗せするなど の措置を講じている。
- ・利用料金制度における指定管理者の収益事業を認める範囲の考え方を 整理する必要がある。
- ・それぞれの施設の収入及びその環境が異なる中で利用料金の収受の環境を整える必要がある。
- ・いわゆる黒字施設については市の収入としてメリットとなる方策を考 える必要がある。

⑤ 公募非公募

- ・現行、非公募の施設は非公募とした考え方があるので、公募にあたっては、公益的な目的等達成できる条件を示す必要がある。
- ・設備投資の必要な施設の公募であれば、一定の指定期間を設定することが必要である。